

『旭川市地域材活用住宅建設補助金』

『旭川市山村定住促進補助金』のいずれかを利用する場合、

全期間固定金利の住宅ローン

の金利を引下げ!

『旭川市地域材活用住宅建設補助金』の場合

(子育て支援)



当初 **5** 年間 年 **▲0.5%**

『旭川市山村定住促進補助金』の場合

①振興山村地域に移住する場合

➡ 当初 **5** 年間 年 **▲0.25%**

②振興山村地域に移住し、就学奨励補助を利用する場合

(子育て支援)

➡ 当初 **5** 年間 年 **▲0.5%**

補助制度に関するお問い合わせ

【旭川市地域材活用住宅建設補助金】

0166-25-9708

【旭川市山村定住促進補助金】

0166-25-6212

に関するお問い合わせ

北海道支店 地域連携グループ

011-261-8306

営業時間：9:00～17:00
(土・日、祝日、年末年始を除く)

【フラット35】地域連携型と連携している旭川市の補助事業

(詳細はホームページをご覧ください)

旭川市地域材活用住宅建設補助金

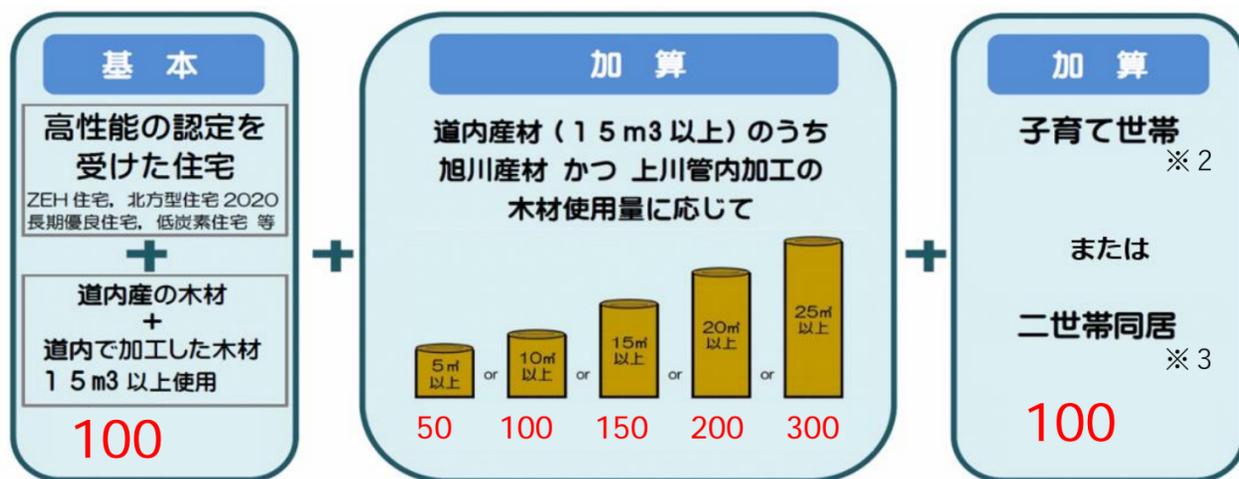
補助対象者

1. 令和6年4月1日から令和7年2月14日までに、対象住宅に住民登録を行った者※1
2. 対象住宅の工事請負契約の発注者又は売買契約の買主
3. 直近の所得が550万円を超える世帯員がいない者
4. 対象住宅及び土地を全て所有している者
(所有していない場合は、補助金の申請及び工事の実施について所有者の承諾を得ている者)

※1) 申請者が単身赴任などの事情により居住できない場合でも、申請できます。ただしその場合は申請者からみて2親等以内の親族が対象住宅に住民登録することが条件になります。

補助金額

100万円 (旭川産木材利用、子育て世帯または二世帯同居による加算で最大**500万円**)



※2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は孫

※3) 交付申請時点で2以上の世帯が(対象者の3親等以内の親族)、同居する場合

旭川市山村定住促進補助金

補助対象者

振興山村地域へ移住する方、
またはその移住する人のために住宅
を供給する方。

補助金額

●基本額

住宅の新築工事や建売住宅の購入、
住宅の増築や改修、住宅を建築する
ための土地購入などの費用に対して
補助します。補助額は、費用の50%
以内で上限**300万円**です。

●加算

- ・市内に本店または事業所を置く法人から住宅を購入・新築した場合
- ・同一世帯に中学2年生までの子がいる場合(就学奨励補助)

※この補助金は、着工前(購入・増改修前)に申請する必要があります。

※申請者数が複数になる場合は、交付申請額に応じて予算額を按分します。

【フラット35】地域連携型の利用手続の流れ

【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。
手続の流れの詳細についてはQRコードのリンク先をご確認ください。



《借入りに当たっての注意事項》

- ・【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。
- ・取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。
- ・取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・【フラット35】地域連携型、【フラット35】S及び【フラット35】子育てプラスは、借換融資および第三者に貸与する目的の物件などの投資用物件の取得資金には利用できません。
- ・【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。また、お客さまコールセンター(0120-0860-35)までお問合せください。
- ・【フラット35】地域連携型、【フラット35】S及び【フラット35】子育てプラスには、予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、地方公共団体の補助金の交付が終了した場合も受付を終了します。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。
- ・【フラット35】についての詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。
- ・説明書(パンフレットなど)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。